

営業秘密のキホン!

(従業員のための営業秘密・秘密情報漏えいの
防止のためのてびき)

(案)

守ろう営業秘密！自分のために、会社のために

知って、守ろう！ 営業秘密。

会社・大学・研究機関には、勝手に漏らしてはいけない機密情報がいっぱい。

その中でも、特に大事なものは、**ノウハウ・マニュアル・顧客名簿・図面・研究成果**などの「**営業秘密**」。

報酬目当て（不正の利益）で勝手に漏らせば、会社・上司に怒られるだけではありません。

法律（不正競争法防止法）違反で逮捕されたり、高額な損害賠償で訴えられたりすることもあります。

営業秘密は、「**営業**」活動している「**民間企業の営業部門**」だけの話ではありません。「**研究開発部門**」の「**実験成果**」も**対象**です。

普段から情報管理を心がけて、会社の情報、特に「**営業秘密**」を漏らさないように心がけましょう。

会社の情報、、、 こんな場面に見覚えは？

こんなところで、こんな話しをして・・・
「壁に耳あり、障子に目あり」とは昔の至言。

飲み会で...

職場仲間の飲み会。つい口が滑って部内限りの情報を

秘！

イラストを追って補充

喋った話が隣の席・部屋に漏れてるかも？

エレベーターで...

訪問先のエレベータ。乗り合わせた人は会議の話を

秘？

イラストを追って補充

たまたま乗り合わせたけれど、凄い話をしてるなあ...

カフェで...

隣の人、テレワークっぽいけど、会話や画面がダダ漏れ

秘？

イラストを追って補充

オンラインで仕事頑張っているけど、話しが見えるなあ...

**勤務先の会社・研究機関等の
情報・話題をみだりに社外で(社外
に)話すのは、社会人としてNG！**

→就業規則などの内規に反することも！

→悪質な場合、不競法違反で訴えられることも！

1

「営業秘密」ってどんな情報？

会社の情報で大事なものが「営業秘密」
一体どんな情報なの？

企業や大学・研究機関などが、営業活動や
研究・開発から生み出した様々な情報



(例)

顧客名簿・情報、接客マニュアル（営業情報）

製造方法、設計図面、金型（技術情報）

自社の優位を確保するため、このような情報を
あえて「秘密」（情報を管理）にすることがある。

会社などがあえて秘密にしている
情報が「営業秘密」。

👉より細かい条件は、次のページで



秘密であることに価値。
公開前提の特許では
守りにくい。

3つを満たせば、どんな情報も営業秘密！

1. 非公知性

新聞・雑誌・ネットなどで、無償で誰でも簡単に入手できない情報
会社・大学等の**限られた関係者だけが知っている情報**

2. 有用性

脱税情報、公害垂れ流し情報等の**反社会的な内容ではない会社等にとって役立つ情報**
「失敗した実験データ」等のネガティブインフォメーションも該当

3. 秘密管理性

従業員、教員、取引先関係者等の**情報に接する人が、秘密情報とはっきり認識できるようにしている**

イラストを追って補充

企業等の取組の具体例

- 「(秘)」 「社内限り」 等の表示
- 情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーへの保管
- 無断持ち出し禁止、関係者以外立ち入り禁止の表示
- 秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- 就業規則など社内ルールの作成・周知
- 情報の管理・取扱いに関する研修の実施 等

「してはいけないこと！」って どんなこと？ ※イラスト素材・要確認

会社等の「営業秘密」の①取得（くすねる）、 ②開示（横流し）、③使用

①取得（くすねる）

イラストを
追って補充

- <例> ● 産業スパイを使って、他社の営業秘密を不正入手
● 大学研究者が営業秘密を勝手に持ち出し

②開示（横流し）

イラストを
追って補充

- <例> ● 不正入手した営業秘密を報酬目当てにライバル会社等に横流し
● 大学等の学生が不正入手した営業秘密を外国の研究機関に横流し

③使用

イラストを
追って補充

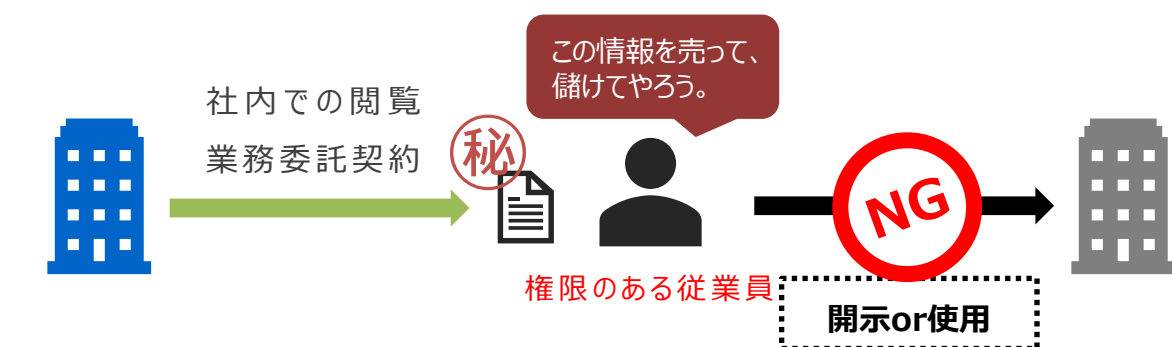
- <例> ● 不正入手した営業秘密で製品を製造・販売
● 大学研究者が不正に持ち出した営業秘密で実験

このような行為は不正競争防止法
で禁止されています



職場でありがちな具体例を考えると…

ケース 1. 会社から使って良いと言われた情報を「横流し」



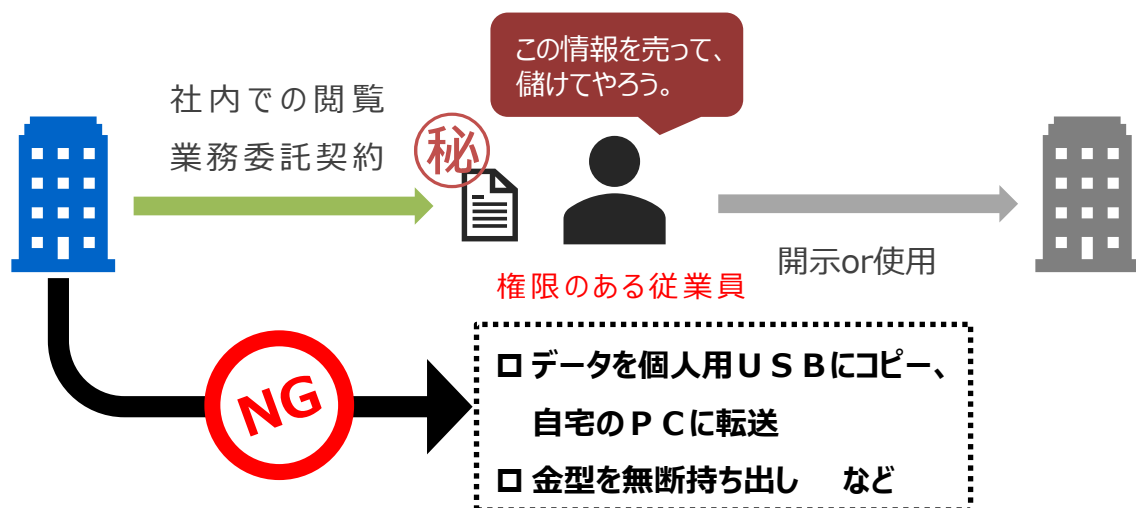
👉記録した文書、U S Bを持ち出す場合 + 頭の中に入れて持ち出す場合も含む

ケース 2. 本当は手にすることのできない会社の情報を「盗み取って」、「横流し」



職場でありがちな具体例を考えると…

ケース3. 会社から使って良いと言われた情報を、許可された範囲を超えて「溜め込む」



ケース4. 在職中に営業秘密の「持ち出し」を約束して、退職後にそれを「横流し」



3

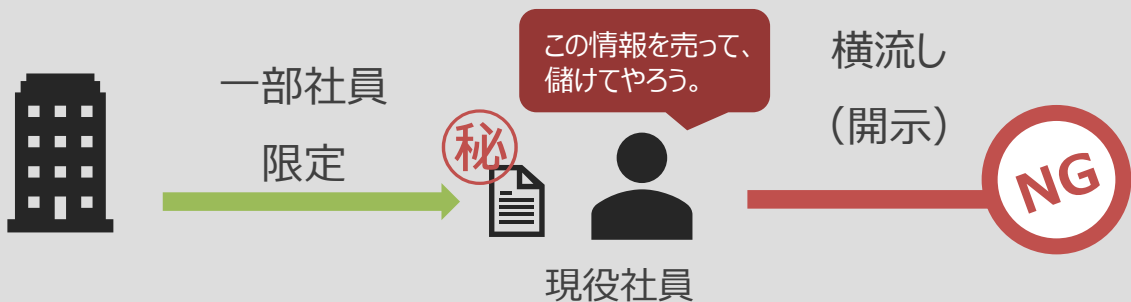
訴えられたらどうなるの？

裁判で訴えられたら、判決が・・・

悪質な場合 刑 事 罰	企業の実害には 民 事 責 任
● 10年以下の懲役 ● 2,000万円以下（海外使用等は3,000万円以下）の罰金	● 多額の<u>損害賠償、製品差止</u>
実際に、 懲役 5 年、罰金300万円 (H27・東京地裁)	実際に、 損害賠償 約10億円 (H31・東京地裁)

実際にあった、こんなケース

報酬目当てで、営業秘密を横流し（開示）



- 「不正の利益」には、自分の利益だけでなく、**第三者への利益目的も対象**です。
- この第三者には、**外国政府機関・関係者なども対象**です。
(例) 元従業員がロシア外交官に漏えい事件 (R 2・東京地裁)

4

普段からどうしていればいいのか？

☆トラブルに巻き込まれないためのポイント

- ① 自分が職場で接する情報のうち、「何が営業秘密に当たるのか」を確認しましょう！
- ② 「何をしてはいけないのか」を確認しましょう！

日常業務で…

- ① 社内・研究室内で、何が営業情報かを特定し、その取り扱いのルールを決めておきましょう。
- ② 勤務先の就業規則などのルールについてよく理解するようにしましょう。
- ③ その上で、誰かが勝手に営業秘密を漏らしたりしていないか、定期的にチェックしましょう。

なお、「正当な業務」、「正当な目的」での持ち出しはOK。

- 在宅勤務などのために、上司の許可を得て、営業秘密を自宅に持ち帰り

転職・独立を予定している場合に…

➤ 転職・独立する前に！

- ① 今いる会社の営業秘密を、勝手に個人のパソコンに入れたり、自宅にメール送信していないか確認し、もしあれば、キチンと消去しましょう。
- ② 退職時に、会社の営業秘密を持ち出していないか、会社と確認しておきましょう。
- ③ 退職時に、会社の情報のうち、何を使ってよいか・悪いについて、確認しましょう。

➤ 転職・独立したあとで！

- ④ 転職先の職場には、元いた会社との約束を正確に伝えましょう。
- ⑤ 転職先の職場や独立した会社に、前の会社の情報を不用意に持ち込まないようにしましょう。
- ⑥ 元いた会社の営業秘密を転職先で使って製品を製造しないようにしましょう。

もしも困ったら…

- 勤務先、取引相手との秘密保持の約束に内容についてよく分からないので、相談に乗って欲しい！

**まずは勤務先（上司など）にしっかり相談
＋
各種機関・団体の相談等口情報の案内**

- 営業秘密・不正競争防止法についてもっと知りたい！
知財室参考情報リストの案内



経済産業省

経済産業政策局知的財産政策室

TEL : 03－3501-1511 内線 2631